

平成30年度 人権擁護委員の紹介

問総務課 A 2階 TEL(23)1111

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう活動しています。身近な人権問題の相談や、子どもに向けた各学校での人権教室、地域の皆さんの人権への関心を高めるための街頭啓発活動などを行っています。平成30年7月1日付けをもって、次の方が委嘱されましたのでお知らせします。

伊藤 克夫氏(再任 湯津上)

平成30年度 那須地区消防組合職員採用試験

- 職種・人員…消防吏員 若干名
- 受験資格…平成6年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度以上の学力を有する方(平成31年3月卒業見込の人を含む。)で、採用時に那須地区消防組合管内に居住できる方。
- ※那須地区消防組合管内とは大田原市、那須塩原市、那須町です。
- 受験資格のない方…次のいずれかに該当する方
 - ▶日本国籍を有しない人
 - ▶成年被後見人または被保佐人
 - ▶禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ▶日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- 試験の期日・場所・内容
 - ▶第1次試験
 - 日時…9月16日(日)
 - 場所…国際医療福祉大学(北金丸2600-1)
 - 試験内容…教養試験および適応性検査
 - ▶第2次試験
 - 日時…平成30年10月下旬(詳細は第1次試験合格者に通知します。)
- 試験内容…記述試験、口述試験および体力検査
- ▶最終合格発表…平成30年11月中旬
- ▶採用…平成31年4月1日
- ▶給与…給料および各種手当は、組合規定により決定。
- 受験手続・関係書類…試験案内および申込用紙は、那須地区消防本部総務課と管内分署で配布します。那須地区消防組合ホームページ(<http://www.fire119-nasu.jp>)からもダウンロードできます。
- ※郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を同封してください。
- 提出書類…「採用試験申込書」および「受験票」に必要な事項を記入し、写真を添付の上、下記まで持参または郵送してください。
- ※郵送の場合は、書留郵便で表に「採用試験申込」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を必ず同封のうえ、確実な方法で送付してください。
- 受付期間…7月2日(月)～31日(火)の平日午前8時30分～午後5時15分まで(郵送の場合は、7月31日(火)までの消印有効)

問申那須地区消防本部総務課人事係

〒324-0062 大田原市中田原868番地12

TEL(28)5101

屋外プールがオープンします

プール名	美原公園水泳プール	黒羽運動公園水泳プール
開設期間	7月14日(土)～8月26日(日)	7月21日(土)～8月24日(金)
開設時間	午前の部	午前9時～11時45分
	午後の部	午後1時～4時45分
料金(1人1回)	小学生以下30円、中学生50円、高校生100円、一般150円、付き添い50円	小学生以下50円、中学生100円、高校生200円、一般300円、付き添い100円
	休園日	7月17日(火)～20日(金)、7月28日(土)(大会開催)7月29日(日)(大会予備日)
問い合わせ	スポーツ振興課管理係(県北体育館) TEL(22)8012	スポーツ振興課管理事業係(黒羽体育館) TEL(54)2858

※美原公園水泳プール 7月15日(日)は、トライアスロン大会開催のため午前10時から開園です。

平成30年度
下水道事業のお知らせ

平成30年度公共下水道工事予定箇所
(平成30年7月1日)現在

下水道管工事 ————
舗装復旧工事 - - - - -



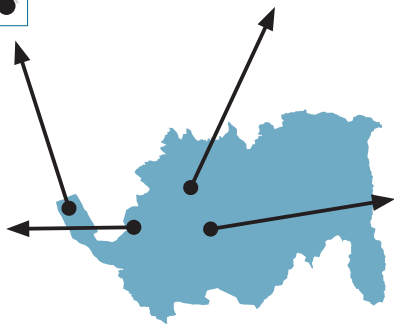
中田原・上深田



加治屋



富士見



■公共下水道工事

市では、快適な生活環境をつくり、豊かな自然環境と良質な水環境を保全するために、公共下水道の整備工事を行っています。

今年度の主な工事予定箇所は、上石上・中田原・加治屋・富士見です(上図参照)。

工事の際には、近隣の皆さま、通行する方々にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■下水道受益者負担金

下水道が整備されると、その区域の生活環境が大きく改善され、土地の利用価値も高まります。

そのため、整備区域内で受益者となる方には、工事費用の一部を負担していただいています。

※受益者とは、下水道整備区域内に土地を所有している方などを言います。

●負担金額…大田原処理区 300円/敷地1㎡

※負担金の支払いは1度限り。支払時期は供用開始後。

■水洗化工事はお早めに

下水道は、各家庭が排水設備工事を行い、生活排水を下水道に流すことで、初めてその目的が達成されるものです。

下水道が供用開始になった地区の家屋の所有者は、供用開始の日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、台所、風呂などの生活排水設備を速やかに接続することが下水道法で義務付けられています。

排水設備工事は、工事に必要な知識と技能を有している市の指定工事店でなければ施工できません。工事の際は指定工事店にお申し込みください。

※工場やガソリンスタンドなどの事業所では、ほかの手続きが必要になりますので、事前にお問い合わせください。

■私道の下水道工事

水洗化を積極的に進めるため、下水道が整備されている区域内で要件を満たす私道に対し、市の負担で下水道管の設置工事をします。詳細は下記へお問い合わせください。

■井戸水を使用している下水道使用の皆さまへ

井戸水を使用して公共下水道(農業集落排水施設を含む)に接続している世帯の下水道使用料は、その世帯の人員で下水道使用料が決定されることが条例で定められています。世帯の人員に変更があった場合は、速やかに下記までご連絡ください。

■下水道使用開始届の提出

排水設備工事完了後、指定工事店を通して、下水道使用開始届を提出いただきます。下水道接続済みの建物は、次の場合でも下水道使用開始届が必要な場合がありますので、提出漏れがないようご注意ください。

- ▶増改築、賃貸などで、水道メーターを増設した場合
- ▶井戸水を使用していたところで、水道水を新たに使用する場合